

「第7次京都府食の安心・安全行動計画」中間案に対する意見募集結果と府の考え方

資料2-2

未定稿

1 募集期間 令和6年10月1日(火)から10月22日(火)まで

2 御意見提出件数 8件(25項目)

3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
計画の考え方	計画期間	第1章3 計画期間 計画期間が3年から5年となった。PDCAの考え方に基づき、1年ごとに評価、見直しをしっかりと行い、毎年取組がレベルアップしていけるようにしてほしい。	毎年、取組内容の検証を審議会の御意見を賜りながら行い、社会情勢の変化や府民、事業者の意見を反映しながら取組の充実を図ってまいります。	1
		第1章3 計画期間 計画期間が3年から5年になることは賛成。5年となることでより丁寧な振り返りができ、次期計画策定に有益と考える。ただし、はじめて5年サイクルとなることから、これまでとは違う振り返りのプロセス等の検討も必要だと考える。より丁寧な振り返りを行う具体的な計画があれば追記を望む。	計画の管理については「第1章5 計画の管理・公表に記載しており、これに基づき着実に行ってまいります。具体的には、毎年、取組内容の検証を審議会の御意見を賜りながら行い、社会情勢の変化や府民、事業者の意見を反映しながら取組の充実を図ってまいります。	2
食を取り巻く現状	産地偽装、水産物のブランド適正化対策	第2章1(1) 食品の産地偽装や食中毒等の発生 令和6年4月に発生した水産物の産地偽装については、「京都府産ズワイガニのブランド適正化協議会」において具体的な対策が決まり、今年から取組が始まるため、決められた手順通りの対策が実施できているかチェックが必要。	ブランドガニの信頼回復の取組に対するチェック機能について、出漁毎に府漁協が漁業者から管理簿の報告を受け、管理簿とタグを突合するとともに、「京都府産ズワイガニのブランド適正化協議会」の関係者が定期的に検査する体制をとることになっており、産地一丸となって再発防止に努めます。	3
		第2章1(1) 食品の産地偽装や食中毒等の発生 令和6年4月に水産物の産地偽装事件があり、法に基づく措置命令がされた説明が書かれているが、直近の事件でもあり、ブランド製品の偽装であることから府民の関心も高いと思われるため「タグによるトレーサビリティを行う等、再発防止策を検討している」等の一文があると良いと思う。	京都府産ズワイガニの産地偽装を受けて、水産物の生産、流通、販売関係者が一丸となってブランドの信頼回復に取り組むことになりました。ただ、現時点では未着手であり、取組が運用された状況や経過は別途公表させていただきます。	4

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
食を取り巻く現状	HACCP、機能性表示食品制度	第2章1(3) 食品表示法等の食に関する法制度への対応 全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるようになった。しかしながら飲食店ではまだまだHACCPに沿った衛生管理が出来ていない事業者も多いように思う。全ての事業所で実施できるよう、指導・援助の強化をお願いしたい。また、機能性表示食品制度についても引き続き注視してほしい。	HACCPは導入するだけではなく、定期的に見直しを行い必要に応じて改善していくことが必要です。 今回、取組15番に「HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催」を設定し、講習会の開催や保健所等による巡回指導を通じて細やかなフォローアップを行っていくことでHACCPの普及と定着を図りたいと考えています。 また、機能性表示食品制度について、関係課で連携しながら、引き続き制度に関する周知や業者指導等の取組を進めてまいります。	5
	9月の米不足	第2章1(4) 新しい生活様式や通信技術の普及 ソーシャルメディアやインターネットによる誤情報や偽情報等のフェイクニュースの問題の具体事例として「9月の米不足についての報道やSNSによる拡散が影響し必要以上に米の購買行動が進み、一時店舗でお米が手に入りにくい状況が起こり、新米流通後も非常に高値で流通する結果となった。」等の9月の米不足の文書を追加してほしい。	9月のコメ不足については、一時的に入手しにくい状況となったことは承知しておりますが、原因がSNS等の拡散によるものなのか、因果関係まで把握できていないことから、コメ不足の追記については、見送りたいと考えております。	6
	異なる食習慣	第2章1(5) 食品の販売形態や消費者ニーズの多様化 5ページ3行目「食習慣の異なる食文化」について、「異なる食習慣を持ち合わせた消費者」の方がわかりやすい。	【最終案に意見反映】 食習慣だけでなく人種や宗教の違いを含めて、様々な食文化を背景に持つ消費者が京都を訪れていることを意図しています。 なお、文章がわかりやすくなるよう、次のとおり修正しました。 「人種や宗教、食習慣の異なる食文化を持ち合わせた消費者」→「異なる人種や宗教、食習慣による様々な食文化を持ち合わせた消費者」 【第2章1(5)】 (最終案P5)	7
第6次行動計画の取組	数値目標の達成状況	第2章2(1)イ 数値目標の達成状況 「これら30の項目ごとに設定した数値目標を新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しながら取り組み、令和4年度は25項目(83%)、令和5年度は27項目(90%)で100%以上達成し、おおむね計画どおりに取り組むことができました。」とあるが、年度ごとの達成項目数割合を入れるとわかりにくいいため、省いてほしい。	【最終案に意見反映】 文章がわかりやすくなるよう、各年度の達成状況の達成項目数割合を削除し、次のとおり修正しました。 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しながら事業に取り組み、上記の30の項目ごとに設定した数値目標については、令和4年度は25項目、令和5年度は27項目で達成し、おおむね計画どおりに取り組むことができました。」 【第2章2(1)イ】 (最終案P5)	8

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
今後の課題	貝毒	第2章2(2)ア(ア) 生産現場等の監視・指導 二枚貝の貝毒蓄積確認において、地球温暖化による海水温上昇との関連がリスクに上げられる。「・・・、海水温上昇等が貝毒の蓄積リスクを高めています。二枚貝の養殖海域における貝毒の蓄積確認など、安心・安全な農林水産物を供給するために、生産現場における監視・指導の強化が必要です。」とすることで、なぜ強化が必要かがわかる。	貝毒の原因となるプランクトンは複数種知られており、全ての貝毒原因種が暖かい海域に分布するわけではありません。よって、一概に海水温の上昇が貝毒の蓄積リスクを高めると結論づけられないことから、文言は追加しないこととします。	9
	食中毒、事業者からの消費者への注意喚起	第2章2(2)ア(イ) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導 食品製造及び販売事業者の手を離れ、消費者までの流通、また、消費者の手に渡った段階で、そこからの管理は流通事業者や消費者の責任となるが、行政による消費者への啓発が重要となる。加えて食品製造、販売事業者から消費者の手に渡る段階での注意喚起が効果的だと考える。商品が事業者の手を離れる瞬間の事業者による消費者への注意喚起を強めるよう指導の強化を望む。	食中毒予防においては、販売された後の食品の取扱方法も重要となります。 とりわけ、テイクアウトやデリバリー形態での食品提供においては、販売後、喫食までの時間、保管温度によって食中毒の発生リスクが高まることから、速やかな喫食や温度管理等が重要と考えており、取組10番「テイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導」及び取組28番「SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信」を設定し、消費者への注意喚起を図ってまいります。	10
	HACCP、食中毒	第2章2(2)イ(ア) 事業者との協働による食品の信頼確保 HACCPについて触れておく必要がある。HACCPの運用を怠り、重大な食中毒事故につながっている。言い換えればHACCPに取り組むことがリスク管理につながる。また、HACCPの運用が従業員の意識改革にもなり、より良い職場環境につながった事例なども紹介しておくこと前向きにとらえられると思う。	HACCPによる重要管理点を押さえた衛生管理により、食中毒の発生リスクを低減させることが可能であり、府としても引き続き、講習会の開催や保健所等による巡回指導を通じて細やかなフォローアップを行っていくことでHACCPの普及と定着を図りたいと考えています。 HACCPに限らず、定期的に改正される食品表示制度等にも対応できる食品関連事業者の育成、食品事業者と行政の協働を通じて消費者の信頼確保に取り組んでまいります。	11
	化学肥料・化学農薬	第2章2(2)イ(イ) 持続可能な農業の推進 「化学農薬等の低減」について、「低減」は、とにかく減らすという意味。「適正な施用」や「過剰施用の防止」が表現として良いのでは。	「低減」は、国のみどりの食料システム戦略や環境保全型農業直接支払交付金などで広く使用されている用語であり、京都府でも国に準じて使用しています。ご意見のとおり、肥料・農薬を一般的に使用する際は、適正に使用（過剰に施用しない）することは、非常に重要ですが、本計画では肥料・農薬の一般的な使用量をさらに減らすことで、環境への負荷を減らし持続可能な農業を実現するという目的から「低減」を使用しています。	12

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
今後の課題	化学肥料・化学農薬	化学物質を減らすと、その分、有機物や資材、人件費がUPする。その負担をカバーする方策が不可欠となり、生産者のみに負担を求めるのは、はたして正しいのか。	御意見のとおり、化学物質を単純に減らすだけではなく、代替物の利用等でカバーすることができます。例えば、化学肥料については、有機質肥料で代替することになりますが、現在有機質肥料の種類や施用技術（スマート技術等）も充実してきてしており、負担もカバーされつつあると考えております。また、これら代替資材や技術の導入にあたっては、技術の普及や支援事業を活用するとともに、適正な価格形成に向けた消費者理解に努めるなど、生産者のみに負担を求める形にならないよう、進めてまいりたいと考えております。	13
施策の体系	6次計画からの変更	<p>8ページ「施策の体系」について、第6次計画の目標からいくつか変更があり、以下の点について、解説をお願いしたい。</p> <p>①「農薬管理指導士の養成」の数値目標がなくなっている。11ページには、食品の安全性向上のため、農薬講習会を実施し、農薬の取扱いに精通した「農薬管理指導士」を計画的に養成すると書かれているが、数値目標をなくした説明がない。</p> <p>②「6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催」の項目が削除されているが、削除された経過の説明がない。</p> <p>③「ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催」の項目が削除されているが、削除された経過の説明がない。</p> <p>④「京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入」の項目が削除されているが、削除された経過の説明がない。</p> <p>なお、柱2から柱3に「緊急時の食に関する対応研修会の開催」の目標が変更されている点は、柱の目標変更に伴い合理的だと思う。</p>	<p>第7次計画からの変更理由については、次のとおりです。</p> <p>①農薬管理指導士を対象とする「農薬講習会の開催(取組13番)」の中で養成を図ることから一体的な取組として統合しております。</p> <p>②6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催については、食品衛生法の改正に伴うHACCPや営業許可業種の変更など、義務化から一定の年数がたち、新しい制度に係る移行期間が終了し、事業を終えたことから削除しております。</p> <p>③ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催については、参加対象者をボランティアの方に限定せず、広く府民も対象とし、取組25番「緊急時の食に関する対応研修会の開催」に統合し、あわせて実施してまいります。対象者の変更に伴い、柱3に変更いたしました。</p> <p>④京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入については、システム普及が数値目標を予定どおり達成し、普及が図れたことから削除しております。</p>	14
	食品の安全に関する相談、情報収集	8ページ 施策の体系について、食の安心・安全の確保のために、第7次行動計画として、柱1 生産から消費に至る食品の安全性の確保、柱2 食品関連事業者の自主的な取組の促進、柱3 消費者への情報提供の充実と相互理解が示されている。当然のことながら、取組を適切に実施するためには、府民から食品の安全に関する相談を受け付けること、情報を広く収集することも含まれると考える。「健康被害の未然防止や拡大防止につながるような、食品の安全に関する様々な相談を受け付けるとともに、情報を広く収集します。」のようなことが必要ではないか。	<p>京都府では、食中毒や違反食品等に関する相談の保健所での受付や、食品表示の一層の適正化や消費者の信頼確保を図るための「食品表示110番」相談窓口を設けるなど体制を整えており、必要に応じて国、他の自治体などと連携し対応しております。</p> <p>また、他自治体で発生した食中毒事案の情報収集を行うとともに、食中毒を疑う健康被害については関係自治体や国との情報共有等により、同一の感染源による広域食中毒の早期探知を図っております。</p> <p>これらをはじめとした食の安心・安全に関する情報の対応については、行動計画「第3章4 食の安心・安全に関わる危機管理対応」に記載しております。</p>	15

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
柱1 (2)	食品の監視	<p>第3章1(2) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導</p> <p>10ページ下から6行目「府内で生産、製造される」について、府内の物だけがチェック対象で府外の物は対象外か。それほど府内の物は監視が必要なほど信頼に欠けるのか。府の内外を問わず対応すべきではないか。</p>	<p>京都府では、食品等の安心・安全確保を目的に食品等の収去検査を実施しています。これら検査の対象は、府内で生産、製造される食品については、府が所管する事業所として検査しますが、続きに書いていますとおり、府内で販売される食品も検査することとしており、これは、府外産の食品も対象としています。</p>	16
	特別栽培米の推進	<p>第3章2(2) 持続可能な農業の推進</p> <p>13ページ 取組番号20番「特別栽培米など環境にやさしい農業の推進」の数値目標について、面積で3,000haとなっているが、京都府の田耕地面積の13%程度で、5年間の目標として妥当なのか。国の目標との整合性などの解説が必要。</p>	<p>国の目標に同様の数値がないことから整合性は不明ですが、有機農業に限っては2030年(令和12年)の中間目標(KPI)が6.3万ha(耕地面積に占める割合1.6%)となっており、京都府みどりの食料システム基本計画令和9年の目標400ha(耕地面積に占める割合1.4%)と国の目標に沿ったものとしています。</p> <p>なお、環境にやさしい農業の取組面積は、これまでの増加率以上の数値を目標として設定していることから、妥当であると考えております。</p>	17
柱2 (2)	地球温暖化、農林水産物の安定供給	<p>地球温暖化にともなう気温の上昇、海水温の上昇等は、農林水産物にも悪影響を与えている。このような気候変動は今後も続くことが予想され、将来にわたって安心・安全な府内農林水産物を安定供給できるよう、対策の強化をお願いしたい。</p>	<p>気候変動等にも対応した府内産農林水産物の安定供給のための研究については、令和元年に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と共同で、耐暑性のある水稻の新品種「京式部」を開発したところです。また、府海洋センターにおいて、高温耐性を有する丹後とり貝の選抜などに取り組んでいるところです。その他作物についても、高温を回避する作期や生産技術について研究しているところであり、今後とも気候変動に係る課題については、重点的な研究に位置づけながら、府内産農林水産物の安定生産に向けて、研究開発を進めてまいります。</p> <p>高温に対しては、府内で生産される農作物に影響を及ぼしていることから、対策が必要であると考えております。令和5年度の被害実態を踏まえ本年度から農業改良普及センターによる高温対策の技術実証等を進め、現地普及に取り組んでまいります。なお、農業者に対しては、今後の猛暑に備えた設備等の導入を支援する事業を実施しており、気候変動に備えてまいります。</p> <p>海水温の上昇については、特に貝類養殖等に影響を及ぼすため、対応が必要であると考えています。現在、海水温の観測に基づき、養殖場所の調整を漁業者にお知らせしているところです。引き続き、漁業者との連携を密にし、水産物の安定供給が図られるよう努めてまいります。</p>	18

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
柱2 (2)	農業生産者の支援・育成、地球温暖化	<p>高齢化による農家の減少と温暖化による農業生産（米・野菜・果樹等）が年々むずかしく収量も減少傾向で食料自給率がますます低下、世界の中で日本は飢餓まねく国の一つにあげられている。</p> <p>対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家が農業を続けられるよう補助する、 ・農業生産者の育成と温暖化対策として、都市農業（アーバンファーム）をすすめ、食料自給と都市緑化をはかる、都市農業公園を作る、 ・有機農業による家庭菜園、ベランダ菜園、ビル屋上菜園をすすめる、 ・学校で食育として植物を育てる場（畑）をつくる、 <p>以上を取り入れてはどうか。</p>	<p>農業者支援について、国においては収入保険などのセーフティネットを整備していますが、京都府では更に営農を継続していくための支援として、農地整備や人材育成・確保、資金や施設・機械等の経営支援、輸出や高付加価値化等の農林畜水産物支援、環境保全や自然災害対策など、様々な課題に対して国や府の補助事業や各制度を活用し、農業者支援を行っているところです。</p> <p>また、京都府内では、都市部の農地を活用した農業体験農園（貸し農園・体験農園）が開設されており、農業生産の場と景観の保全や癒し空間の場を創り出しているところです。</p> <p>有機農業については、本計画の「持続可能な農業」に含め、環境にやさしい農業の取組の拡大を推進してまいります。</p> <p>学校での取組については、植物等を育てる学習について、小学校1、2年生を対象に「生活科」の授業において植物を育てる学習活動を実施しています。また、食に関する指導の全体計画においても取組を明記しており、現在、府内公立学校において取組を進めているところです。</p>	19
	有機農業	<p>持続可能な農業・京都府みどり認定の拡大をすすめることについて、目標数字に（ ）で有機農業の数字も入れて目標を設定してほしい。2,160ha（有機 ha）3,000ha（有機 ha）そうした上で、有機農業の取組面積を国の目標に近づけるために、京都府の政策としてまずは給食用に補助金を入れて中山間地で有機農業に取り組む若い生産者を生活から支援していくことが必要かと思う。</p>	<p>有機農業の面積については、目標年度は異なりますが、京都府みどりの食料システム基本計画において、基準（令和3年）295ha、目標（令和9年）400haを記載しています。</p> <p>本計画では、有機農業だけでなく特別栽培農産物や京都こだわり農法等を含め、総じて食の安心・安全に貢献する持続可能な農業として記載しています。目標値を併記すると評価も複雑になりますので御理解をお願いいたします。</p> <p>また、学校給食への地場産物の活用は、実施主体である市町村が、学校給食を活用した食に関する指導において地場産物を取り入れるなど食の学習に取り組むこととしています。今後どのような支援ができるのか検討してまいりたいと考えております。</p>	20
		<p>中山間地は勿論、近郊でも農地の荒廃がすすんでいる。マークと消費者の意識を高めるだけでは農業は守れないので、政治として取り組んでいただきたい。コウノトリも飛んできています。有機農業の目標数字も記したうえで、有機農業の目標数字を高く設定してほしい。</p>	<p>中山間地の農業や農地荒廃の問題などは、持続可能な農業に止まらず、担い手育成をはじめとした中山間地の振興など農林水産業全体で解決していくべき課題と考えておりますので、関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、有機農業の面積については、京都府みどりの食料システム基本計画において、目標（令和9年）400haと記載しています。</p>	21

項目	分類	御意見の要旨	府の考え方	
柱2 (2)	飼料	配合飼料や粗飼料価格の高騰により畜産経営は厳しく、今後とも安定して輸入される保証はない中で、府も飼料用米や稲わら、稲WCS等の自給飼料の取組を推進している。府内産自給飼料の取組は持続可能な農業の推進であり、府内産自給飼料の利用は安心・安全につながるものであることから、項目として追加してはどうか。	自給飼料の生産拡大は農業の再生産、畜産の持続可能性を高めるために必要であり、京都府としても積極的に推進しているところ。 自給飼料の作付けは、農業再生協議会においてWCS用稲や青刈りトウモロコシなど飼料作物の作付面積を令和6年度に24ha増加させる目標を立て、耕種農家に対する支援も府は1haあたり最大18万円を国の支援に上乗せするとともに、飼料作物や堆肥の輸送費についても支援しているところ。 本計画において、数値目標としている「京都府みどり認定の拡大」では耕種農家を実施する堆肥を利用した土づくりや、畜産農家を実施する堆肥管理の高度化、放牧の実施なども含まれるため、新たな項目とはしないこととします。	22
柱3 (1)	消費者、事業者の交流	第3章3(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進 安心・安全で品質の高い食品は、一般の商品と比較すると少し価格が高く、消費者からすると手を出しにくいのが現状である。少し高くてもその商品を選ぼうと思えるようにするためには、商品の価値を理解するとともに、生産者の努力や想いに共感することが重要。1人でも多くの消費者が、府内の産品を利用しようと思うきっかけとなるような交流の機会を増やしてほしい。	食の安心・安全に関する食を取り巻く状況を踏まえ、消費者・生産者間の相互理解・信頼づくりを推進するための食品関連事業者と消費者との交流の機会として「きょうと食の安心・安全フォーラム」を開催しているところ。第7次行動計画においても、取組22番「食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等の開催」として引き続き様々な機会を設けてまいります。	23
柱3 (2)	食の府民大学	第3章3(2) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供 食の府民大学は動画の時間も5分～10分程度と、隙間時間に見ることができ勉強にもなるが、まだまだ府民に認知されていないのではないかと思います。機会あるごとに、5分程度で見られる府民大学の動画を紹介すれば、少しずつ認知度も引き上がり、閲覧数も増えていくのではないかと思います。	食の府民大学については、多くの府民の方に知っていただけるよう、季節に応じた内容の講座紹介やサムネイルを活用したわかりやすく、興味を引くようなデザインの変更等、府ホームページ掲載内容についてリニューアル予定です。また、動画講座についてはSNSを活用した情報発信を行い、周知を図ってまいります。	24
その他	食中毒、高病原性鳥インフルエンザ	食鳥処理場の食鳥検査については、疾病等食用不適な異常な食鳥肉等が出荷されないように実施されているが、京都をはじめ、複数の府県の養鶏場から食鳥が搬入される。HACCP（平成30年度制度化）により、一層衛生処理体制が求められる中で、各養鶏場の飼養形態（規模、鶏品種、飼養方法、防疫対策等）の実態は不明であるため、少しでもその情報を把握したく、各関係自治体を通じて情報が食鳥検査機関に反映出来るような体制に取り組まれることが可能かどうか、ご検討願いたい。	食鳥処理場に生鳥を搬入する養鶏場に関する情報については、鳥インフルエンザ等防疫上の観点から、万一の場合の迅速対応に資するものと考えます。 また、養鶏場の情報を食鳥処理場に共有する場合は、事前に養鶏場側の同意を得る必要があります。 なお、現在、デジタル技術を活用して畜産業の生産基盤強化を図り、安全な国産畜産物の安定供給体制を実現するため、農林水産省が農場の飼養衛生管理状況や動物用医薬品の適正使用等に関する情報を収集・活用するための飼養衛生管理システム開発に段階的に取り組んでいるところ。未だ詳細は不明ですが、今後、養鶏場と食鳥検査に関する情報の相互共有等が検討されているところ。	25